

学校いじめ防止基本方針

1 本校の教育方針

本校教育は「知・徳・体」の調和がとれ、山陰海岸ジオパークやコウノトリの舞う郷土を愛し、生涯にわたり学び続けることができる人間性豊かな生徒の育成をおこない、教育綱領である「真理・正義・敬愛・自律・実践」を身をもって体験させることを奨励している。

そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、自己実現を目指せるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に努め、適切にかつ迅速に解決するため「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校は、教育理念である「和魂」の精神と、「花橘」の品格を受け継ぎ、今年で創立 130 年を迎えた歴史のある学校である。平成 18 年度からは文部科学省のスーパーサイエンス・ハイスクール（SSH）事業の指定を過去 3 度受けている。また、平成 23 年度には「理数科」を設置、令和 6 年度からは「STEAM 探究科」に改編した。その取り組みは、本校のすべての生徒を対象に理数科目だけでなく探究活動の深化を通し、社会に貢献できる人材を育成してきた。

それらの取り組みの中で、他者を思いやる心や人権を尊重する心を持った、礼儀正しく、品格のある生徒の育成を目指す。いじめについては、様々な場面で発生する可能性がある。全教職員が生徒理解に努めるとともに、生徒の微妙な変化を見逃さず、「いじめを起こさない」、また「いじめを許さない」学校づくりを推進するため、以下の指導体制を構築し取り組む必要がある。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別紙 1 校内指導体制及び関係機関

また、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。特にいじめアンケートの実施掌握を徹底する。

別紙 3 年間指導計画

(3) いじめ発生時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、「いじめ対応チーム」に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司、及び人権擁護委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

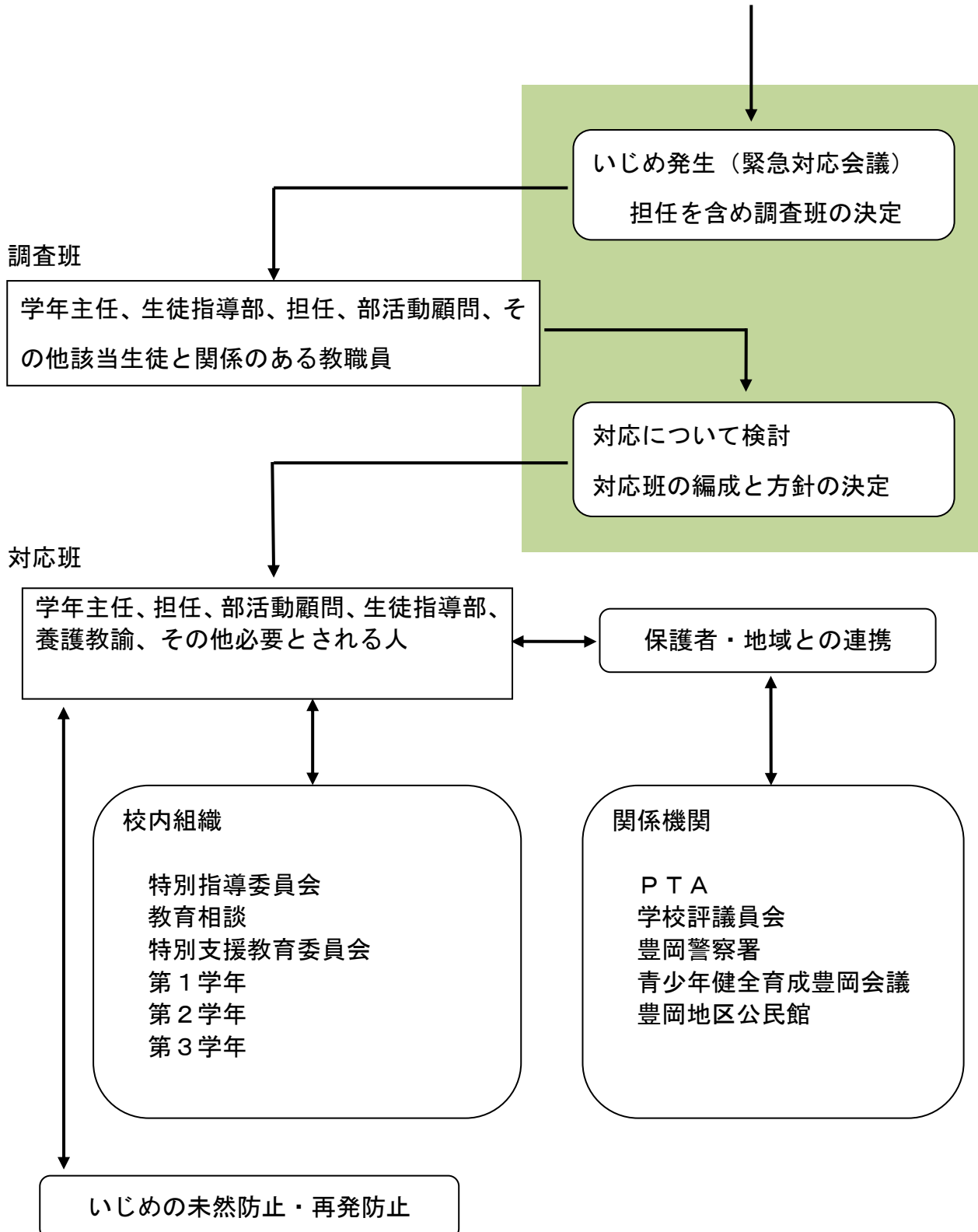
誰からも信頼される高校を目指している本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、保護者会、三者懇談などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等を実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。

校内指導体制及び関係諸機関

豊岡高校いじめ対応チーム

学校長・教頭・生徒指導部長・人権教育係・生徒指導係・養護教諭・学年主任 関係教員



いじめ早期発見のチェックリスト

別紙2

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている生徒

◎日常の行動・表情の様子

- | | |
|---|---|
| ☐ 活気はなくおどおどし、話す時不安な表情をする | ☐ 顔色が悪く、元気がなく暗い表情になる |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ とくとき涙ぐんでいる |
| ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ 周囲が何となくざわついている |
| ☐ 忘れ物が多くなったり、提出期限が守れなくなる | |
| ☐ 常に周囲の行動を気にし、目立たないようにする | |
| ☐ 悪口を言われても言い返さず、愛想笑いをする | |

◎授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると冷やかされたり、周囲がざわつく | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編成の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ ひどいアダ名で呼ばれる |
| ☐ 遊びだと友人とふざけているが、表情がさえない | |

◎昼食時

- | | |
|--|---|
| ☐ 他の生徒の机から机を少し離している | ☐ 笑顔がなく、黙って食べている |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 弁当を一人で食べることが多い |

◎清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

◎その他

- | | |
|---|---|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 顔や手足にすり傷やあざがある |
| ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている | |
| ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない | |
| ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごる | |

いじめている生徒

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない |
| ☐ グループで行動し、他の生徒に裏で指示を出す | ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う | ☐ 友だちとの会話の中に差別意識が見られる |
| ☐ 金品や物の貸し借りを頻繁に行っている | ☐ 仲間同士集まり、ひそひそ話をしている |
| ☐ 教師が近づくと、急に仲のよいふりをする | ☐ 教師が近づくと、集団が不自然に分散する。 |

豊岡高校 いじめ対応年間指導計画

別紙 3

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ対応 チーム会議 ・指導方針 ・指導計画	生徒状況会議	いじめアンケート報告		職員研修会 教育相談 (事例研究)	いじめアンケート報告	生徒状況会議	いじめアンケート報告			いじめアンケート報告	いじめ対応 チーム会議 ・まとめ ・課題
未然防止に向けた取組	いじめ実態把握調査計画 ↓ 道徳教育特別活動 H R 活動に反映	P T A 総会 で保護者向け啓発	2 年修学旅行	夏季休業前の指導 (講演会) ネットリテラシー		職員研修会 いじめ防止・自殺予防 列車通学指導		オープン スクール 授業公開	冬季休業前の指導 人権・健康講演会			春季休業前の指導
							人権 H R		ボランティア活動 ・福祉施設等クリスマス会 ・雪かき除雪隊			
早期発見に向けた取組		いじめアンケート 生徒生活アンケート			保護者会 情報収集	いじめアンケート		いじめアンケート	保護者会 情報収集 保護者アンケート		いじめアンケート	保護者会 情報収集
その他	教育相談 年間23回 生徒指導部(保健)											
	朝の挨拶運動 各学年、生徒指導部											

1
発見

情報を得た教職員

2 情報収集

担任·学年主任

生徒指導部 → 教頭 → 校長

指揮・招集

適宜保護者との連絡
県教育委員会に報告

- ・ 高等学校問題解決サポートチーム
- ・ 教育相談窓口
- ・ 学校支援チーム
- ・ SC スーパーバイザー

3 事実確認

いじめ対応チーム（緊急対策会議）

報告・共通理解 調査方針・分担決定

4 方針決定

職員会議

報告
共通理

調査班編成 事案の状況によりメンバーの決定
(生徒指導部長・人権教育係・養護教諭・学年主任)

報告・事実関係の把握

指導方針の決定、指導体制の編成

5 対 応

対応班編成 事案の状況により、メンバーの決定
(学年主任、学年生徒指導係、担任、部活動顧問、
その他該当生徒と関係のある教職員等)

6 解消經過觀

↓
対応班による
いじめ解消に向けた指導

連絡・相談
暴力・恐喝等の犯
罪行為があった場
合

関係機関等
警察
福祉事務所
保護司
人権擁護委員
子ども家庭センター
SSW

解 消

繼續指導・經過觀察

再発防止・未然防止活動